



お知らせ

社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることを原則禁止します (公益社団法人埼玉県農林公社建設工事請負契約約款の改正)

1 内容

- (1) 公益社団法人埼玉県農林公社の建設工事においては、社会保険等(健康保険、厚生年金保険、雇用保険)未加入建設業者を下請負人とすることを原則禁止します。
- (2) 受注者は、社会保険等未加入建設業者であっても以下に該当する場合において、下請負人として認められます。
- ①一次下請企業
工事施工が困難となる場合、その他の特別の事情があると発注者が認める場合。ただし、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が社会保険等に参加する必要があります。
- ②二次以下の下請企業
工事施工が困難となる場合、その他の特別の事情があると発注者が認める場合。または、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が社会保険等に参加する場合。
- (3) 下請負人が社会保険等に未加入の場合は、受注者に対し、入札参加停止の措置を行う場合があります。
- ※社会保険等への加入が適用除外のものは対象外とします。

○公益社団法人埼玉県農林公社建設工事請負契約約款においては、以下の条項を改正

(下請負人の健康保険等加入義務等)

第7条の3 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請負人としてはならない。

一 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出

二 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出

三 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人としてすることができる。

一 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合

イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類(以下「確認書類」という。)を、受注者が発注者に提出した場合

二 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合

イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日(発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間)以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

2 実施時期

契約締結日が平成30年8月1日以降の当初契約から適用します。